

「緊急災害対策派遣隊の設置に関する訓令」のポイント

第1条 (設置及び目的)

* 本省のほか、国総研、地理院、地方支分部局、気象庁のTEC-FORCEについても規定

第2条 (事務)

* 被災地における地方自治体等への支援を実施するために必要な事務(被災状況調査、被害拡大防止のための諸活動等)を規定

第3条 (隊員及び隊長)

* 隊員及び隊長は、各機関の長がそれぞれの職員のうちから指名することを規定

第4条 (指揮監督等)

* TEC-FORCEの指揮命令系統を明確に規定

・TEC-FORCE隊員の派遣等の被災地支援事務は、大臣等の指揮監督を受けて当該隊員を統括する地方支分部局長等が実施

・被災地における指揮監督は、大臣等の指揮監督を受けて当該被災地を管轄する地方支分部局長等が実施

第5条 (緊急災害対策派遣隊事務局の設置)

* 大臣等の職務を助け、TEC-FORCEの管理及び運営に係る事務を処理するため事務局の設置を規定

第6条 (事務局の事務)

* 事務局の事務内容を規定

・TEC-FORCEの隊員及び隊長の指名に関する事

・大臣等が行う指揮監督に関する事

・TEC-FORCEの活動計画に関する事

第7条 (事務局の組織)

* 事務局長:水管理・国土保全局長